

動 向

社会保障法判例

嵩 さ や か

家事介護週2回・1回2時間のホームヘルパー派遣を、
身体介護を含む週3回・1回2時間のホームヘルパー派
遣に変更した福祉事務所長の決定が適法とされた事例

大阪地方裁判所平成10年9月29日判決(平成8年(行ウ)第73号ホ
ームヘルパー派遣決定処分取消等請求事件)『賃金と社会保障』1245
号30頁

I 事実の概要

1 原告Xは被告Y1(大阪市城東区福祉事務所長)より、平成5年10月14日付で、家事介護週2回・1回2時間のホームヘルパー派遣決定を受けている。

2 Xと同居する長男Aは、介護の負担を訴え、平成5年から同6年にかけて身体介護の追加と派遣時間の拡大を数回にわたり申し入れた。これに対し、福祉事務所の担当者やコーディネーターはいずれも相談扱いとし、その場で口頭で拒否した。

3 平成7年11月21日、XはY1に対して、現在の派遣に加えて介護型ヘルパー週7回・1回3時間の派遣を求める旨の変更申請書を提出した。これを受けて、Y1は、大阪市城東区におけるホームヘルパーの派遣状況(X同様、全面介護を要し、家族と同居している高齢者の場合、待機世帯9件、派遣3件のうち1件が週3回・1回2時間、2件が週2回・1回2時間であった。), ホームヘルパー6名増員の見込み、Xの日常生活動作、Aの介護力等を総合的に勘案して、平成8年1月8

日に、介護サービスに身体介護を含め、週3回・1回2時間に派遣時間を拡大するホームヘルパー派遣変更決定(以下「本件変更決定」という。)を行った。

4 Xは本件変更決定を不服とし、Y1に対する当該決定の取り消しと、被告Y2(大阪市)に対する損害賠償を求めて、本件訴えを提起した。

5 なおY2は、平成4年4月に、「大阪市ホームヘルプサービス事業運営要綱(以下「本件要綱」という。)」及びその事業細則である「大阪市ホームヘルプサービス事業事務処理要領(以下「本件要領」という。)」を制定していた。そこには、申請手続きや派遣要否の決定、「ホームヘルパー派遣基準(以下「本件派遣基準」という。)」を参考とした派遣回数の決定等が定められていた。

II 判 旨

1(1) 本件変更決定が、法律上、「週7回・1回3時間の派遣を求めるXの本件変更申請書の提出との関係で……原告からの申請を一部拒否する内容の行政処分(申請に対する拒否処分)とし

ての性質を有するか否かについては、その根拠となる法令が個々人に対して派遣を求める申請権を付与しているものと解し得るかどうかによって決すべきである。そして、本件変更決定の法律上の根拠は法（老人福祉法一筆者注。以下「法」という。）10条の4第1項1号と解されるから、まず、法が、国民に対し、法10条の4第1項1号の措置を探ることを求める申請権を与えていたかどうかが問題になる。」

法10条の3、法10条の4第1項1号、法12条、法12条の2、法施行令1条の2、法施行規則1条の2の「各規定をみると、法は、……個々人がホームヘルパー派遣の申請権を有すること、あるいは、これを前提とした申請の手続きや派遣の措置が認められなかった場合の不服申立てに関する規定ではなく、右の申請権があることを窺わせるような規定もない。」

したがって、「本件変更決定を原告の申請を（一部）拒否するとの内容の行政処分と解することはできないというほかない。」

（2）「新たにホームヘルパーを派遣する旨の措置は、名宛人に対し、右措置の内容に従ったホームヘルパーの派遣を求める法律上の地位を付与する、名宛人に有利な行政処分と解するのが相当であり、派遣の措置の変更は、従来の措置の内容に比較して名宛人に不利益な部分は措置の一部解除としての不利益処分、名宛人に有利な部分は新たな利益処分として、いずれも、行政処分と解すべきことになる。ただし、利益処分に対しては、名宛人はその取消しを求める法律上の利益はないといわざるを得ない。」

本件変更決定は、Xにとって有利に変更する処分であるので、「Xにはその取消しを求める法律上の利益はない、といわざるを得ない。」

2 「ホームヘルパーの派遣の法律上の根拠となる法10条の4第1項や法施行令及び法施行規則の規定をみても、……法10条の4第1項所定の介護の要件及び介護の内容については、……具体的、明確な規定は見当たらない。また、……法10条の4第1項は「市町村は、必要に応じて、次の措置を探すことができる。」と規定されてい

るのみである。」

「ホームヘルパーの派遣の要否、回数や時間、それによる介護の内容の決定は、……専門技術的判断を要するとともに、その派遣には費用を要し、派遣されるホームヘルパーの人的資源にも制約があることから、当該市町村及び区域におけるホームヘルパー派遣の需要及びその将来の見通し、並びに実際に派遣されているホームヘルパーの数、回数及びその内容等の諸事情を把握し、それらの総合的判断としてされるものといわざるを得ない。また、……派遣の需要に対して派遣の供給余力が不足する場合には、……限られた財源、人的資源を派遣希望者にどのように割り振って配分するのかの問題にもなりうるのであって、このような判断は、その相当部分は、前記の諸事情を把握して対処する立場にある……Y1の裁量に委ねられているものというべきである。」

Aの介護負担は重かったが、ホームヘルパー以外の介護サービスによって介護負担を軽減する方法もあり、城東区のホームヘルパーの供給は恒常に不足する状態であった。また、コーディネーターや福祉事務所の担当者に重要な事実の誤認は認められない。「本件派遣基準はあくまでも参考とされるものにすぎず、本件要綱及び本件要領においても、少なくとも本件派遣基準にしたがった派遣が確保されるものとされていたわけではない。」以上の諸事情を考慮すると、本件変更決定は、その裁量を逸脱したり、又は濫用したりしたものとして違法であるとはいえない。

III 評 粹

1 本判決の意義

（1）これまで、福祉サービスによるホームヘルパー派遣決定の違法性を争った事案としては、東京地判平成8年7月31日判例時報1593号41頁があるのみであった。そこでは、障害者の母親を介護していた原告が、右足を負傷したため介護にはあたれないとしてホームヘルパー派遣申請を行い、これに対してなされた不承認処分の取消しと損害賠償が争われた。上記判決は、原告の怪我

はすでに治癒し、母親の介護にあたれるため、当該処分を取消しても再度ホームヘルパーが派遣される可能性はないとして訴えの利益を否定し、訴えを却下した。

本判決は、取消しの訴えの却下にあたり、上記判決では明示されなかったホームヘルパー派遣決定の法的性質について判断している点が注目される。つまり、本判決は、まず「申請権」の存在を否定して、本件派遣決定は拒否処分にはあたらぬとする。そして、本件変更決定の法的性質を利益処分と捉えて、Xの法律上の利益(すなわち原告適格)を否定した。本判決によると、新たなホームヘルパー派遣・不派遣決定や派遣内容を追加する変更決定は、権利のないところに権利を新たに設定する決定、または権利のないことを単に明示する決定に過ぎず、取消しを求める法律上の利益が否定されることになる。したがって、原告適格が認められるのは、従前のホームヘルパー派遣を処分の名宛人にとって不利益に変更する決定に限られることになる(判旨で引用しなかった部分で、このことは明示されている)。このように本判決が、不利益変更決定以外の決定について、処分の名宛人の原告適格を否定し、取消訴訟による利益回復の道を閉ざした点は、今後の同様の訴えの提起に少なからず影響を及ぼすであろう。

(2) 判旨2は、派遣事業が需要を満たしえない場合、ホームヘルパー派遣決定は限られた資源の配分の問題となり、その判断は広くY1の裁量に委ねられているとする。そして、本判決は、裁量権の逸脱濫用を、本件変更決定の前提となる重要な事実の誤認の有無という観点から審理する。他方で、本判決は、決定された派遣回数や時間の相当性に関しては判断を示さない。しかし、これは原告の主張が、本件変更決定が週7回・1回3時間に満たないこと、もしくは本件派遣基準を下回ることの違法性に絞られ、その回数や時間の相当性には触れなかったためとも考えられる。ただ少なくとも、本判決が、派遣の供給不足の場合に行政実務の裁量権行使を広く認めた点は、この問題に関する一つの先例としての意義を有するといえよう。

また、本判決は、判旨2で上記の「重要な事実」を明らかにしている点も注目される。具体的には、本判決は、Xの日常生活動作等の状況、Aの介護負担の程度、ホームヘルパー派遣以外の介護負担を軽減する方法の有無、ホームヘルパーの需給状況について、事実認定をもとに評価をする。そして、本判決は、これらの評価とコーディネーター等が認識していた事実を比較して、重要な事実の誤認を否定したと考えられる。したがって、本判決は、上記の事実が「重要な事実」を構成し、ホームヘルパー派遣決定における裁量権の逸脱濫用の判断基準になることを示したといえる。この点も、今後の訴訟の参考となろう。

(3) 以上の本判決の意義を踏まえ、本稿では、まず判旨1との関係で、本件変更決定の法的性質、とりわけ拒否処分性を基礎づける「申請権」の存否を検討する。その上で、Xに原告適格を認め余地がなかったのかを検討する。

判旨2では、資源上の制約、とりわけ供給不足による資源配分の必要性が行政の裁量を広く認める根拠となっているといえる。そこで次に、限られた資源を派遣希望者に配分する必要性から、Y1に広い裁量権を認める能够性を検討する。

2 本件変更決定の法的性質

(1) 判旨1(1)は、本件変更決定は、その根拠法令が「申請権」を付与するものではないため、当該決定は拒否処分にはあならないとする。判旨にしたがえば、本件変更決定の取消訴訟が拒否処分の取消しの訴えとして捉えられるかは、「申請権」の有無によって決まる事になる。そこで、まず本判決が示した「申請権」の内容を検討する必要がある。

判旨1(1)は、「週7回・1回3時間の派遣を求めるXの本件変更申請書の提出との関係で」本件変更決定が申請に対する拒否処分としての性質を有するのか否かを判断している。そうすると、判旨1(1)は「申請権」の内容として、「具体的な一定量(本件の場合は週7回・1回3時間)の派遣を請求する権利」を想定していると考えられ

る。つまり、本判決のいう「申請権」は、上記の内容を持つ実体的権利を指している¹⁾。

(2) 次いで本判決は、判旨1(1)で、法が上記の意味での「申請権」を付与しているか否かを判断する。これに際し本判決は、法10条の3や法10条の4第1項等の規定に加え、申請手続や不服申立てを定めた規定の有無をも検討している。更に、本判決は、判旨には引用しなかったが、生活保護法や介護保険法が「申請権」を認める根拠として、申請・審査の手続、書面による決定の通知、不服申立て等を定めた規定の存在を挙げる。このように、本判決は結論を導くについて、申請手続や不服申立て規定の有無を重視しているといえる。しかし、これは、手続の問題であって、本判決が当初検討対象として想定していた実体的権利としての「申請権」とは局面が異なる。

確かに、派遣の措置が認められなかつた場合の不服申立てに関する定めの存否は、実体的権利としての「申請権」の有無の判断の手掛かりとなる。しかし、不服申立て規定の存否は、実体的権利としての「申請権」の存否を当然に左右するわけではないと考えられる。やはり、派遣決定の根拠規定の解釈によって、実体的権利としての「申請権」の有無が判断されるべきであろう²⁾。

(3) そこで、本件変更決定の根拠規定である法10条の4等から、本判決のいう実体的権利としての「申請権」が認められるのかを検討する。

行政解釈は、法10条の4が挿入された1990年改正前の法11条の「義務づけ規定」について以下のように述べる。「本条による措置は、措置の実施機関に課された義務であつて、……希望者からの請求権に基づくものではない。したがつて、措置を受けることにより老人ホームにおいて養護されることは、老人に与えられた権利ではなく、公的機関に措置義務があることから派生する「反射的利益」であると考えられる³⁾」。行政解釈は、「義務づけ規定」においてさえも請求権(つまり本件でいう「申請権」)を認めないから、「できる規定」である法10条の4においてはなおさら認めないと考えられる⁴⁾。

学説上も、行政解釈同様、「できる規定」は行

政庁に一定の給付を行う権限を与えただけであり、その給付を行うかどうか、どのように行うかについて行政庁に裁量が認められ、対象者はその給付について請求権を取得すると解釈すべきではない、とするものがある⁵⁾。

老人福祉法11条のような「義務づけ規定」は、一定の要件の下で行政庁に措置義務を課していることから、一定の要件を満たす者はこの義務づけられた措置を請求する権利を有するといえよう⁶⁾。これに対し、同法10条の4のような「できる規定」は、その文言の違いから、「義務づけ規定」とは別異に解釈すべきである。上記の学説がいよいよ、「できる規定」は「できる」と定められている以上、行政庁に措置権限を付与したものと解するほかないであろう。したがつて、「できる規定」は個人に請求権、つまり本判決のいう実体的権利としての「申請権」を認めたものとは言えないことになる⁷⁾。そうすると、本件では、拒否処分性を基礎づける「申請権」が存在しないため、本件変更決定は拒否処分にはあたらないことになる。このように解すると、本判決が、判旨1(1)において、本件変更決定の拒否処分性を否定した結論は妥当であったといえる。

本件変更決定は、従前の週2回・1回2時間の派遣を週3回・1回2時間に変更するもので、介護内容も身体介護を付加するものとなっている。したがつて、当該決定は従前の権利に新たな権利を付加する処分ということになり、判旨1(2)でいうように、本件変更決定の法的性質は利益処分に該当すると考えられる。

3 X の原告適格の有無

(1) 判旨1(2)は、本件変更決定が利益処分であることから、直ちにXの原告適格を否定する。確かに、基本的には、利益処分の名宛人には、当該処分の取消しを求める法律上の利益は認められない⁸⁾。しかし、本件変更決定が利益処分であるとしても、なおXの原告適格を認める可能性はないのかをここで検討したい。

Xに原告適格が認められるには、Xが行政事件訴訟法9条にいう「当該処分……の取り消しを

求めるにつき法律上の利益を有する者」であることが必要である。最判平成元年2月17日民集43巻2号56頁をはじめとする判例は、ここでいう「法律上の利益」を「法律上保護されている利益」と解しつつ、「法律」を当該処分の根拠規定だけでなく、それと目的を共通にする関連規定をも含める傾向にある。ここでも、判例と同じく、「法律上の利益」を「法律上保護されている利益」と捉え、「法律」の範囲を共通の目的を有する関連規定にも拡大して検討するのが妥当と考える⁹⁾。以下では、この立場を前提として、本件変更決定の取消しを求める「法律上の利益」の有無を検討する。

(2) 老人福祉法は、全体を通して、国や地方公共団体に老人の福祉増進の責務を課すものと捉えられる。しかし一方で、法1条が、「この法律は、……老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする」と定めていることからみて、老人福祉法は個々の老人への措置によって当該老人の福祉を増進することを目的としていると解される。また、法2条では、「老人は、……生きがいを持つ健全で安らかな生活を保障されるものとする」という基本的理念が謳われ、これも個々の老人の生活を個別に保障する趣旨と考えられる。こうした規定から老人福祉法は、「福祉により健康で安定した生活を、個人的利益として個々の老人に対して保障する」という趣旨目的を有すると解するのが妥当であろう。

そして、法10条の3は、「六十五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、……最も適切な処遇が受けられるように」と定めることからみて、上記の法の趣旨目的を具体化し、措置の実施によって可能な限り当該老人の処遇の向上を図ることを、行政庁に要請する趣旨であると解すべきである。

確かに、法10条の4は、2(3)で述べたように、行政庁に措置権限を付与し、措置決定における行政庁の裁量権の行使を認めるものといえる。

しかし、上記の法1条、2条及び10条の3の趣

旨を踏まえると、法10条の4は、当該老人についての決定を行うにあたり、行政庁が、当該老人の処遇の向上にかなうように、裁量権を行使することを要求していると解される。換言すると、法10条の4は、当該老人に対する処遇の向上を阻害するような裁量権の行使を許容しないことになる。したがって、行政庁の瑕疵ある裁量権の行使により、図られるべき処遇の向上が阻害されると考える措置決定及び不措置決定の名宛人は、瑕疵のない裁量権の行使による再度の判断を求めることができると考えるべきである。この再度の判断を求めるという意味で、(不)措置決定の名宛人は、「瑕疵のない裁量権行使を求める権利」を有するといえる¹⁰⁾。そして、この権利は、法の趣旨目的と根拠規定から導かれるものなので、「法律上保護されている利益」にあたる。そうすると、10条の4を根拠とする決定の名宛人は、この権利を「法律上の利益」として、取消訴訟の原告適格を有すると解することができる。

したがって、本件では、本件変更決定が利益処分であるとしても、上記の「法律上の利益」を根拠にして、Xの原告適格を認める余地は残されていたとするのが適当であろう。ただ、このように原告適格が認められても、取消しの訴えの適法性に関しては、前掲東京地判平成8年7月31日のように、さらに狭義の訴えの利益の有無が問題となりうる。

4 資源上の制約と行政裁量

(1) 判旨2では、供給不足の場合の派遣決定は、限られた資源の配分を必要とするため、諸事情を把握するY1の裁量に広く委ねられるとする。これについては、1で示したように、資源上の制約とそれによる限られた資源配分の必要性から、派遣決定における行政庁の裁量が広く認められることになるのかが問題となる。裏からいえば、資源上の制約があっても、限られた資源の配分という問題にはなり得ず、行政庁に一定の派遣決定が要請されることにはならないのかということである。

(2) まず、老人福祉法が、資源上の制約にも

かかわらず、行政庁に一定の派遣決定を要請するのかが問題となる。判旨2も指摘するように、老人福祉法上にはホームヘルパー派遣の要否や内容の決定に関する具体的な規定がなく、法10条の4第1項の規定も「できる規定」である。また、法10条の4が「義務づけ規定」ではなく「できる規定」となったのは、法10条の4挿入時の1990年には、市町村の実施体制が不充分であり、市町村に措置を義務づけるのは困難であると判断されたためである¹¹⁾。これらのこと考慮すると、老人福祉法は、資源上の制約の存在を前提に、ホームヘルパー派遣を限られた資源の配分の問題として捉えて、配分の在り方についての行政庁の裁量権の行使を許容しているといえる。したがって、老人福祉法は、資源上の制約の存在にもかかわらず一定の要件を満たせば一定のホームヘルパー派遣決定を行政庁に要請する、という構造にはなっていないと考えるのが妥当である。

(3) もっとも、法律上、一定の派遣が要請されていなくても、行政内部で裁量基準を定めている場合には、それに沿った派遣決定が要請される。それは、一般的に行政庁は、資源上の制約が裁量基準から逸脱する決定の合理的理由とならない限り、裁量権の公平な行使の確保、平等取扱い原則、相手方の信頼保護といった観点から、裁量基準に従うことが要請されると解されるからである¹²⁾。そこで、本件において、裁量基準となり得る基準が存在するのかを検討する必要がある。本件では、派遣の要否や内容を定める本件派遣基準があるので、これが裁量基準として行政庁に拘束力を及ぼすものであるのかを検討する。

この点につき本判決は、本件派遣基準はあくまでも参考とされるにすぎず、そもそも目標水準を定めたにとどまるとしている。おそらく本判決は、本件派遣基準は裁量基準ではないと考えているのであろう。

裁量基準とは、行政機関の裁量行使が恣意にわたることを防止するために定められた、行政機関が拠るべき実体的・手続的基準と解される¹³⁾。したがって、ある基準が裁量基準であるためには、基準を定める行政機関が、処分を行う行政機関を

当該基準に従わせる趣旨で定めたものである必要がある。

判旨2も指摘するように、本件要領上では「本件派遣基準を参考にして」という文言が使われている。これを字義通り解釈すると、本件派遣基準に従って派遣決定をすることが要請されているとは考えにくい。また、本判決の認定によれば、本件派遣基準は、平成5年9月策定の大都市高齢者保健福祉計画の目標水準と同一内容である。(本判決からは必ずしも明らかではないが) 本件派遣基準が本件要綱・本件要領と同時に定められたものであるならば、その策定期は当該計画策定期以前の平成4年4月のはずである。当該計画は平成11年度を目標年次として目標水準を定めており、本件派遣基準策定期に、Y2がその目標水準と同一の当該基準に見合った資源の確保を前提としていたとは想像しがたい。そうすると、本件派遣基準策定期、Y2が福祉事務所長に、当該基準に従って派遣決定をすることを求めていたとは考えにくい。したがって、本件派遣基準を裁量基準というのは困難であり、行政庁は本件派遣基準に従った決定を要請されるとはいえないであろう。

(4) 以上のように考えると、老人福祉法上も、本件派遣基準との関係でも、資源上の制約の存在にもかかわらず一定の派遣が要請されることではなく、限られた資源の配分を通して派遣回数や時間を決定する裁量権が、行政庁に認められることになる。そして、本判決のいうように、こうした配分における判断は、諸事情を把握しうるY1の広い裁量に委ねられているといえる。しかし、いかに広い裁量でも、重大な事実の誤認に限らず、目的違反ないし動機違反、平等原則違反等の観点から、派遣回数や時間の相当性について裁量権の逸脱濫用を審理する余地はあると考えられる¹⁴⁾。本判決は、派遣回数や時間に關し、原告の主張する限りで、すなわち本件変更決定が週7回・1回3時間に満たないこと、もしくは本件派遣基準を下回ることの違法性については判断を示しているが、以上のような観点からの派遣回数や時間の相当性については判示していないことが指摘できよう。

注

- 1) 「申請権」の示す権利の内容については議論がある。この点に関しては、太田[2]354頁、小早川[1]220頁、227-228頁、318-319頁参照。
- 2) 倉田[12]108頁も同旨と解される。
- 3) 厚生省社会局老人福祉課編[10]79-80頁引用。
- 4) 「できる規定」の行政解釈については、河野[3]36頁や佐藤編[4]33頁参照。
- 5) 堀[5]228頁参照。さらに堀は、給付を行わないからといって、違法性を問われることはなく、当不当の問題として判断される場合が多いであろう、とする。河野[3]37頁、104-105頁も、請求権は措置決定によってはじめて発生すると解する。
- 6) 堀[5]224頁、河野[3]38頁参照。
- 7) 判旨には引用しなかったが、本判決は要綱等の行政の内部規則を根拠に権利を認められるかという問題も検討する。この問題に関しては、肯定判決・否定判決とも多くの裁判例がある。本判決は、大阪地判昭和53年5月26日行裁集29巻5号1052頁や東京地判昭和60年6月27日行裁集36巻6号1063頁といった否定判決に倣って、内部規則の法規範性を否定したものといえる。大阪高判昭和54年7月30日行裁集30巻7号1353頁をはじめとする肯定判決は、法令に明文の定めがなくても、要綱等も含んだ給付制度の総体について制度の趣旨目的を探り、権利を認める。学説上も、肯定説（前田[9]20頁参照。）と否定説（倉田[12]108頁参照。）とに分かれる。
- 8) 塩野[6]97頁も、授益的処分の名宛人には基本的には原告適格はないとする。
- 9) 塩野[6]96-106頁参照。
- 10) 河野[3]37頁も同じ結論をとる。なお、「瑕疵なき裁量行使を求める権利」に関する議論については、田村[11]195-222頁参照。

- 11) 老人福祉法の改正法案を審議する社会労働委員会議事録11号平成2年6月14日での岡光政府委員の発言で、このことは明示されている。
- 12) 塩野[7]87頁、前田[9]22頁。前掲東京地裁平成8年7月31日判決は、ホームヘルパー派遣申請不承認処分について、内部準則に基づく平等原則に照らして違法と判示した。
- 13) 芝池[8]88頁参照。
- 14) 塩野[7]110頁参照。

参考文献

- [1] 小早川光郎(1999)『行政法上』弘文堂。
- [2] 太田匡彦(1999)「権利・決定・対価」『法学協会雑誌』第116巻第3号。
- [3] 河野正輝(1991)『社会福祉の権利構造』有斐閣。
- [4] 佐藤 進編(1992)『改訂現代社会福祉法入門』法律文化社。
- [5] 堀 勝洋(1994)『社会保障法総論』東京大学出版会。
- [6] 塩野 宏(1994)『行政法II』(第二版)有斐閣。
- [7] ———(1994)『行政法I』(第二版)有斐閣。
- [8] 芝池義一(1998)『行政法総論講義』(第三版)有斐閣。
- [9] 前田雅子(1999)「介護保障請求権についての考察」『賃金と社会保障』1245号。
- [10] 厚生省社会局老人福祉課(1984)『老人福祉法の解説』中央法規。
- [11] 田村悦一(1967)『自由裁量とその限界』有斐閣。
- [12] 倉田 聰(1999)「老人福祉法に基づく在宅介護サービスの供給とその法的性格」『ジュリスト』1159号。

(だけ・さやか 東京大学助手)